



# 岐阜大学機関リポジトリ

Gifu University Institutional Repository

排日運動下におけるシアトル穂高倶楽部(II) :  
「写真結婚」と「外国人土地法」を中心に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2022-12-26 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 太田, 孝子 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12099/3357">http://hdl.handle.net/20.500.12099/3357</a>

## 排日運動下におけるシアトル穂高倶楽部（Ⅱ）

－「写真結婚」と「外国人土地法」を中心に－

太田孝子

### 要旨

日本から北米に移住した人々は、当初から厳しい排日運動に遭遇したが、排日の感情をさらに煽ったものが「写真結婚」であった。日本髪を結び、着物を着た大勢の女性が手に手に小さな写真を持って下船してくる光景は異様であり、排日運動家にとっては格好の攻撃の材料となった。さらに、写真結婚の全盛期に高まった出生数も、土地獲得の手段とみなされ、黄禍論が渦巻いた。アメリカ側は直ちに「外国人土地法」を成立させて、アメリカ生まれの子女名義の土地の所有を禁止していった。

シアトル穂高倶楽部のメンバーも、長い裁判の末、多くの土地を失い辛酸をなめたが、彼等の日常は、安息日を守り、良質の農産物を栽培することに費やされた。しかし、研成義塾で培われた精神は子孫にまで受け継がれ、太平洋戦争中に日系人を対象として出された指令に、敢然と反対を表明するなどの行動として現われている。排日運動下の倶楽部員と家族の動向を論じた。

### はじめに

本稿は岐阜大学留学生センター『紀要』第2号に掲載した、「排日運動下におけるシアトル穂高倶楽部（Ⅰ）－機関誌『新故郷』に記された諸活動－」の続編をなすものである。本稿を単独で読まれる方々に対して、前号の概要を少しく記しておきたい。

長野県南安曇郡東穂高村（現穂高町）にあったキリスト教主義の私塾「研成義塾」からは、明治末より70余名の卒業生等が北米に移住した。彼等は単なる一旗組みではなく、理想の聖天地をめざして渡米し、シアトルに「穂高倶楽部」を設立した。倶楽部では、機関誌『新故郷』の発行、読書会、演説会、聖書研究会、日報の発行、運動会等活発な活動が展開された。また、故郷にあっては、研成義塾の恩師井口喜源治等がその活動に支援を寄せた。穂高倶楽部は、故郷を同じくする者が苦楽を分かち合うために自然発生的に始めた集まりというだけでなく、キリスト教的扶助と精神修養的機能を有する集まりとして、異国での生活を助ける大きな原動力となった。前報『紀要』第2号では、排日の感情が吹き荒れた1910～20年代、穂高倶楽部の会員がどのような決意を持って日々を生きていたのか、倶楽部の活動がメンバーの生活にどのような影響を及ぼしたのかという点を中心に、活動の内実と彼等の活動を支えた諸要素を記述した。構成は、はじめに、1. 渡米の背景、2. シアトル穂高倶楽部－1）シアトル穂高倶楽部の人々、2）倶楽部の活動、3. 倶楽部活動を可能にした諸要素と倶楽部の意義、となっている。

なお、本稿では結婚と外国人土地法に対する倶楽部員の動向を中心に記述したため、副題を上記のように改めたことをお断わりしておきたい。

## 1. 結婚

### 1) 写真結婚

1919年12月、日本政府は「写真花嫁の渡航禁止」を発表した。「写真結婚」が野蛮なものとして排日運動家の標的とされ、十年余りにわたって物議を醸し出していたからである。会員のほとんどが未婚であった「穂高倶楽部」では、当時、結婚問題がどのように捉えられていたのだろうか。倶楽部の機関誌『新故郷』には、自らの結婚観を記した記事や「写真結婚」を正面から批判した記事は少ない<sup>1)</sup>ものの、倶楽部員の個人消息として結婚にかかわる情報が多数載せられている。ここでは、当時問題となった「写真結婚」と穂高倶楽部員の結婚を比較検討してみたい。

移民史では、写真結婚 (picture marriage) を短縮して写婚あるいは写真婚、写真結婚した女性を写真花嫁 (picture bride) あるいは写婚妻と呼ぶ<sup>2)</sup>。写真結婚 (以下写婚) は、海外へ渡ってある程度の年月を経た日本人独身男性が、日本在住の女性と結婚するための手段として利用した方法の一つである。

渡米した男性は、その当初はほとんどが出稼ぎを目的としていたため、妻子を郷里に残してきた者以外は、独身の若者が多かった。既婚者は妻子を呼び寄せれば済んだのだが、独身者が結婚を考える場合には多くの難題が伴った。彼らは、白人種との結婚が事実上不可能だったこともあり、ほとんど例外なく日本人女性を妻に望んだ。しかし、在米の成人未婚女性は極端に少なく、日本人女性と結婚するためには主に二つの方法が用いられた。

一つは日本へ帰って故郷で見合いをして結婚式を挙げ、妻を連れてアメリカへ戻るという方法であり、「迎妻帰国」と呼ばれた。この方法には非難されるような問題はなかったものの、費用と日数がかかるという点で大きな犠牲を払わなければならなかった。妻の渡航分を含めて一往復半の旅費が必要だっただけでなく、日米間の往復と滞在のためにかかなりの期間、仕事を休まなければならず、当然その間は無収入を覚悟しなければならなかったからである。さらに、結婚費用や故郷の人々への土産などを加えると費用はかさむ一方だったため、この方法は少数の者にしか利用されなかった。そのため、多くの者は、親や親戚知人に花嫁探しを依頼し、縁談が成立すると形式的な婚姻届を出し、花嫁一人が夫の元に渡ってくるという手段をとるようになった。この際、双方が写真を交換したことから、この形態による結婚を「写真結婚」と呼ぶようになったのである。これが、結婚の第二の方法であり、日系人の間で主流となっていく。郵便で写真を交換し、双方に異存がなければ婚約が成立し、場合によっては文通が行われ、結婚式が挙げられた。結婚式の花婿の席には当人の写真を置くことが多かった。「結婚」の知らせを受け取った夫は所在地の日本領事館に「呼寄証明書」の発給を申請し、それが届くと妻は地方庁に「旅券下付」を出願して渡航許可がおりるのを待った。入籍から渡航までは通常6ヶ月を要し、その間、妻は夫の実家で準備をして過ごしたといわれている。

写婚は在米日本人社会では古くから行われていたのだが、それが問題になり始めたのは1908年の「日米紳士協約」実施以後のことである。この協約により、同年以降、女性が米国に入国する方法は、在米者の妻として以外にはなくなったためである。1910年代が写真結婚の全盛期であるが、その数は正確には把握されていない。かなり不完全な統計だといわれているが、写真花嫁数の目安として、表1を参照されたい。

表1 写真花嫁数

年	合計/人	サンフランシスコ	シアトル
1912	879	879	—
1913	625	625	—
1914	768	768	—
1915	973	823	150
1916	630	486	144
1917	710	504	206
1918	801	520	281
1919	935	668	267
1920	697	697	—
総計/人	7,018	5,970	1,048

(増淵留美子「1910年代の排日と写真結婚」, p297より引用)

様だったことによる。真白にお化粧をして日本髪を結び、着物を着た何十人という女性が手に手に小さな写真をもって下船してくるのを、同じように写真を持った男性達が待ち受けている。写真を頼りに相手を探し回る人々で、辺りには大きな喧騒がわき起こる。中には、写真とは似ても似つかぬ相手に驚嘆・絶望し、このまま帰りたいと泣きだす花嫁もいたようである。職業や年齢を偽るだけでなく、写真さえもが修正したものであったり、他人のものを借用したケースがあり、上陸直後には出会いとともに幾つもの喜・悲劇が繰り返されたのであった。相対的には、女性の方が高学歴である場合が多く、また夫婦の年齢差が大きいのが写婚の常であった。しかし、それでも、帰国するための費用を持ちあわせていないという事実は動かしがたく、最後にはあきらめて近くの移民館や教会で集団結婚式を挙げ、それぞれが各地へと散っていったのである。

日本からの船が入港するたびに繰り返されるこのような光景は、アメリカ人、ことに排日派にとっては格好の攻撃のネタを提供するものであった。見合いという習慣を持たないアメリカ人にとって、このような結婚は全く理解できないものであり、新聞紙上では侮蔑的な非難が繰り返され、「文明人のやることではない、けだものである」とさえ書かれている<sup>4)</sup>。

さらに、「写真結婚」の全盛期に集中して高まった出生数<sup>5)</sup>も、アメリカ人にとっては脅威となり、「日本人は、多くの子どもをもうけてたくさんの土地を獲得するよう日本政府からすすめられている」という捉え方をされるようになった。そのために、①写婚妻の生む子どもが市民権を有すること、②日本人が多産であること、③写真結婚が役所への手続きだけで成立する簡単なものであること、の3点に非難が集中し、黄禍論がわき起こったのであった。当時の新聞には「押しよせる黄色い潮流 (incoming yellow tide)」などの語が散見される。その結果、「写真結婚」を脅威とする話は次第に拡大解釈され、ついにアメリカ側は「外国人土地法」を成立させて、アメリカ生まれの子ども名義の土地の所有を禁止する手段に出たのである。

写婚をめぐる予想以上の事態に対して、日本側は、1919年10月30日、在米日本人会が写真結婚の廃止を宣言する形で決着を謀った。しかし、排日派は民間団体による禁止宣言という程度ではなく、

在米日本人会編纂の『在米日本人史』は、1901年から通算すると、サンフランシスコとシアトル両港に上陸した花嫁の数は1万人を越し、写婚花嫁の割合は、入国女性に占める割合が20%台、総入国数中の割合が10%前後だと記している。それは、すなわち老若男女、子どもも含めた在米日本人総数の10人に1人は写婚による花嫁ということであり、在米日本移民社会において「写婚」がいかに大きな位置を占めていたかを示す数字となっている<sup>3)</sup>。

しかし、米国の人口総体から見ればそれほどの数とはいえない写真花嫁が、日米両国民の間で物議をかもし出すようになったのは、まず第一に上陸の光景が異

もっと公的な、日本政府による写真結婚廃止宣言を期待して運動を煽っていった。その運動の激しさに押され、日本政府はついに同年12月8日、幣原大使が国務長官に写真結婚の禁止を伝えるとともに、「写真結婚による婦人の渡米旅券下付願は来年（1920年）2月25日を限り、爾後、受理せられざること」<sup>6)</sup> という決定を下したのであった。

しかし、このような状況で渡米した写婚妻も、日本在住の女性と同じように家庭の中心として家計を支え、貴重な働き手として農作業にいそしみ、子育てに携わっていった。ほとんどの写婚妻は子どものために、その役割を我慢強くこなしていったのである。

## 2) 穂高倶楽部員の結婚

『新故郷』発行当初、「己ら妻君なんか要らない、己ら計りで此通りやって行けるんだから女に用はない」<sup>7)</sup> と大気炎を吐いていた穂高倶楽部員であったが、結婚は、やはり大きな課題であった。『新故郷』には、結婚を正面から捉えた記事は少ないものの、当時の状況をうかがわせる次の主張が残っている。

「七八年前までは在米同胞にして家庭を持ち居りしものは甚だ稀なりしも、三四年以前より頓に妻帯者増加し、近き将来には相当の年齢に達したるものにして、独身者は稀となるべし、是は畢竟自然のしからしむるところなるも、殊に移民地に在っては、内助と無限の慰籍とを得て激烈なる働きに従事する上に於て、必要迫らるるものというて可なり。・・・結婚は何々たるがゆえにという条件に依りて左右さるべきものにあらず、已に結婚は自然の数なり。・・・殊に結婚につきてここに述ぶる所以は、在米同胞の結婚問題が非常に物議され、在る者は躊躇し、在る者は断念し、在る者は時機を失して後悔の臍をかみ居る者もあれば、聊か付言してアメリカ事情の一端に加えたり」<sup>8)</sup> というものであり、結婚の重要性を認めつつも、写婚という手段が問題となっている事実の前で、これまでの『新故郷』誌に見られる倶楽部員の主張とは異なり、歯切れの悪い理想論が記されている。

しかし、『新故郷』第1号から第5号には、会員の結婚をめぐるかなり多数の消息が掲載されている。その消息をまとめてみると、渡米前から結婚して妻子を呼び寄せた者2名（伊藤豊作、勝野庄一郎）、迎妻帰国者5名（片瀬興市、平林基宣、平林破魔雄、横山重義、横山信之）、写真結婚9名（平林俊吾、平林利治、伊藤恒司、伊藤博一、清澤森、清澤巳末衛、東条鱗、望月積善、望月秀一）、結婚及び家族の消息が記されている者12名（ほとんどが研成義塾と関わりのない新入会員であり、彼らの結婚の経緯については誌面に記述がみられない）であり、短期間で帰国した者を除くと会員のほとんどが結婚していることがわかる。

迎妻帰国者が5名というのもかなり恵まれた数であり、会員が結婚を大切に考えていたことの証左であるとみることができる。1912年(月日は不明)、平林破魔雄は、迎妻旅行のために母国観光団に加わって帰国、望月京子と婚約した。同年12月19日に彼はシアトルに戻ったが、穂高出身者が故郷の話聞くために集った席上で倶楽部設立の話が起り、翌年1月5日に、「宇梶母国訪問観光団」に「北米時事」紙特派員として同行することになった清澤冽の送別会の席で正式に「穂高倶楽部」という名称と会則が決まったのであった<sup>9)</sup>。

既述してきた問題の写婚は9名と多数であるが、しかし、結婚相手の内訳は研成義塾の出身者4名、渡米前からの知り合い1名、遠縁の者2名、経緯不明2名であり、当時の日本国内の結婚と同等、もしくはそれ以上の気配りを感じさせる結婚をしたものと捉えることができる。何人かの、結

婚の実態を記してみよう。

独身者の中で最初に結婚したのは清澤巳末衛である。彼が結婚したいきさつを東条麿は、「友人の清澤巳末衛君のほうは、木曾山林学校に在学中から知り合った仲の八木ふじという女性に恋されて、ついに結婚を決意した。あまり貯金もないのだが、日本からふじさんと呼び寄せてしまった。会ってみるとなかなかの美人で、また才女でもあったから、清澤君の決意も肯けた」<sup>10</sup>と記している。ふじは、1909年に清澤巳末衛と結婚するために渡米しているが、会員のふじに対する評価は高く、『新故郷』には、「渡米後すでに四星霜、賢明にして快活まことに女丈夫の名に恥じざるものあり。ことにクリスチャンの家に生まれ、つとにその感化に浴せるだけありて淑徳のほまれ高し。内助の功またむなしからず、夫君を助けて終日店頭に立ち白人を相手に流暢なる英語をあやつりつつ商売のことに従わる」<sup>11</sup>など、ふじに関する記事がたびたび載っている。この評判の高さを裏付けるように、清澤ふじも『新故郷』に2度格調の高い文章を投稿している<sup>12</sup>。しかし、清澤巳末衛は1916年3月に33歳で病死、ふじはタコマに移って新聞記者をしていたが、1921年、自身もまた巳末衛と同年齢の33歳で亡くなっている<sup>13</sup>。

平林俊吾の結婚に関しては、「今春、良縁あり。両親と信頼するに足る知人に一切を托し、温村長尾（地名—引用者注）なる須沢みつ子嬢と結婚の約なり、入籍の手續きまで了せられし由。春の海のごとく前途洋々たる希望に満てる両君を心より祝す」<sup>14</sup>という記事がみられる。これは、平林俊吾が、花嫁探しを親族に任せたことを物語っており、息子の平林ゴードンも「母は写真の交換だけで話が決まった、いわゆる写真花嫁である」<sup>15</sup>と答えている。しかし、みつもまた研成義塾に学んで親しく井口の訓育を受けており、渡米後、他の写婚花嫁に比べてはるかに恵まれた結婚式を挙げている<sup>16</sup>。

伊藤博一の妻とみ江は1920年、全く最後の写真花嫁として渡米した。伊藤は、遠縁であるとみ江と結婚することになったものの、穂高に国際電報で「呼寄証明書」が届いたのが、同年2月25日であった。とみ江の父が急遽県庁のある長野へ出向いたのだが、着いたのは深夜で県庁は当然閉まっていた。しかし、偶然知り合いの役人が通りかかって翌朝一番に県庁旅券課に連れて行ってくれたため、25日付けで旅券が発給されたのであった。まさに、「写婚禁止の告示」に記載された最終日の日付で許可を入手するというドラマティックな状況で、渡米してきたのである。とみ江もまた、入籍後6ヶ月間研成義塾に通って渡米に備えている。

恩師井口は、倶楽部員が花嫁探しの手紙を書き寄ってきたときには、研成義塾の女生徒の中から候補者を探す労を惜しかなかった。そして、井口や縁者の紹介により花嫁として渡米した穂高地方出身の女性は、他の写真花嫁に比べ現地への溶け込みが早かったといわれている。これは、渡米に先立って一年ほど研成義塾に通い、多少なりともアメリカの事情や英語を学んでいたためであり、何よりも、最初に「家族呼寄せ」で渡米した伊藤くゑ（豊作夫人）、勝野わよ（庄一郎夫人）が、後からやって来た女性達の面倒をみたためであった<sup>17</sup>。

上記のようにして海を渡ってきた穂高倶楽部員の妻たちは、その後、夫の労働を助け家事を切盛りする一方で、倶楽部の諸集会や運動会に参加したり、家庭で聖書研究会を開くなど、現地での厳しい生活の中にも潤いを感じさせる生活を続けている。穂高倶楽部員の妻たちが、他の写婚妻よりはるかに恵まれた生活を送っていたことは、「片瀬興市夫人、横山重義夫人共同してピアノを新調し余暇に練習して倶楽部員に清き娯楽を供しその倶楽部のため斡旋の労を惜しまれざるなり。慎んで両夫人の御好意に対し感謝の意を表す」<sup>18</sup>という記述にも表れている。夫人たちの参加により、

前報『紀要』2号で示した倶楽部の諸活動を上回る文化サロンの集まりが、展開されていったものと想像することができる。そしてさらに、そのような倶楽部の雰囲気が入会者の増加にも影響を及ぼしていったものと考えることができる。

## 2. 外国人土地法

「日米紳士協約」実施直後、カリフォルニアを始めとする諸州の日本人移民は、表面的には、しばしの平和な時間を過ごしていた。新規日本人労働者の渡航が制限されたことや第一次世界大戦による米国の好景気が、在米日本人労働者の賃金を高騰させ、一介の農業労働者から請負耕作や借地農、さらには土地所有者へと上昇していく者を増やしていった<sup>19)</sup>。勤勉で働き者の穂高倶楽部員も次第に自分の土地や家を所有するようになり、他方、倶楽部には新しい会員が多数加わっていった。1915年には、倶楽部名を広く長野県を意味する「瑞穂倶楽部」に改名し、長年研成義塾出身者が務めてきた会長の座を、上田市出身の関利兵衛に譲っている。そして、自分の家や土地を持つようになった会員は、倶楽部創設以来たまり場となっていたシアトル市第8街162番地の建物から次第に遠ざかり、次々に独立して各地に散って行った。ここでは、機関誌『新故郷』以降の、「外国人土地法」、別名「排日土地法」をめぐる会員とその家族の動向について記しておきたい。

勝野庄一郎は、1918年、シアトルの南東部のタマスに40エーカー（16万㎡）の土地を購入した。多くても10～15エーカーの土地所有者であった日本人農夫の中で、勝野は初めて大規模農業を始めた人物だということができる。この広い土地に、1919年に地主よりの退去命令を受けて、ポンティアックの土地を追い出された<sup>20)</sup> 平林利治と平林俊吾、及びメイプル・フォールで農業をやっていた横山信之の3家族を呼び寄せ、農業を展開していった。しかし、勝野の購入した土地は、日本人移民を対象とした「外国人土地法」の代表的な係争例になっていく。

一時平穏そうに見えた日本人移民社会であったが、その根底では排日派による種々の画策が潜行していた。1907年、09年とカリフォルニアの州議会には立て続けに「日本人の土地所有禁止法案」が提出される。しかし、これらの法案は下院を通過したものの、ルーズヴェルト大統領の尽力で廃案となった。11年に三たび出された「外国人土地所有禁止法案」は、サンフランシスコ大博覧会の起工式が行なわれた年であったため、日本政府の感情を気づかした博覧会関係者等の努力で下院を通過せずに終わった。だが、1913年には、4度目の外国人土地所有禁止法案を含む排日法案30余件が議会に提出された<sup>21)</sup>。このうち土地所有権および借地に関する8件の法案は、カリフォルニア州検事総長ウエッグによって「外国人による土地所有の禁止と借地の制限」という一本の法律にまとめられて提出され、上院は22対2、下院は76対3の圧倒的賛成により原案通りに可決したのであった。この「外国人土地法」は排日運動が法律化された最初のものであり、“帰化不能外国人”<sup>22)</sup>である日本人の土地所有及び3年以上の借地を禁ずるという内容であった。しかし、この法律はアメリカ生まれの二世名義による土地所有を認めており、また借地にしても3年毎に異なる土地を借りられるという方法が残されたものであった。そのため、あくまでも日本人の土地所有締め出しを狙った「第二次外国人土地法」、別名「排日土地法」が提出され、1920年11月にカリフォルニアで成立した。翌年2月には、ワシントン州の下院が「外国人土地法」を71対19の圧倒的多数で可決した<sup>23)</sup>。その第2条は次のように規定している。

「外国人は、土地を所有し、また所有権を持つことができない。何人も、外国人に代わって土地

を持ち、所有権を持つことができない。外国人の持つ土地、外国人に代わって保持された土地は没収し、州の所有権とする」

この法律により、日本人移民の中には農業を諦め都市へと流入する者が続出し、都市における新たな労働問題を引き起こしたり、米国生活に見切りをつけ帰国する人々が激増した<sup>24)</sup>。

1913年の「外国人土地法」がシアトルのあるワシントン州にも及んでくることを懸念した勝野は、農地の名義を株式会社「ホワイト・リバー・ガーデン」とし、その株のほとんどを米国市民である8歳の娘、愛子に贈与し、一部を平林利治、平林俊吾、横山信之と共同株主にするという手続きをとった。そして、愛子の後見人を、かつて日本で伝道していたことのあるユリシーズ・マーフィー牧師<sup>25)</sup>に依頼した。土地購入時点では、この法的手続きは州政府から受理され、何の問題もなかった。しかし、1921年にワシントン州で成立した「外国人土地法」は、その法律をさかのぼって適用してきたのであった。法律成立以前の1918年に購入し、正式に受理された「ホワイト・リバー・ガーデン」が、「外国人土地法」違反の第一号として摘発されたのである。勝野等は、弁護士を頼んで争った。第一審は判事の意見が分かれたものの、結局5対3の票決で敗訴となり、一ヵ月以内に立ち退くべしという命令が出た。勝野は直ちに高等裁判所に上訴したが、そこでも敗訴し、ついにワシントンDCの連邦最高裁に上告した。勝野側の主張は、「アメリカ市民である未成年者の所有権を、州は本来保護すべきである。それを土地法で没収するのは、人種差別を禁じている憲法に違反している」<sup>26)</sup> というものであった。勝野側は争点の中心を「人種差別」という憲法問題にもっていったのであるが、連邦最高裁はその点には触れず、土地問題は州の自治権に関わるとして州当局の勝訴とした。この最高裁の結果が出るまでに4年という年月が費やされている。裁判費用も相当なものになった。当時は日本人の弁護士がいなかったため、知り合いのアメリカ人に弁護士を紹介してもらうしかなく、かなり高額な弁護士料を支払うことになったようである。共同株主であった平林利治、平林俊吾、横山信之も共に被告になっている。

しかし、勝野等の土地は州に没収されたものの、フィッシャーというアメリカ人兄妹が州から借り、その土地を勝野等が運営するという形で農耕が続けられた。勝野等は、フィッシャー兄妹に名義料を払い、州には借地料を払うという二重の負担を負うことになった。その金額は判決前まで払っていた固定資産税400ドル（年間）とたいして変わらない金額だったというが、しかし、自分の所有する土地と、他人の土地になってしまった土地とでは、同じ仕事をするにも全く意欲が違い、腹立たしい気持ちはずっとつきまとっていたと勝野は述べている<sup>27)</sup>。

日本人会の当時の調査によると、ワシントン州では427軒の日本人農場があり、耕地の投資金額は140万ドル、農業労働者は4000人であったといわれている<sup>28)</sup>。追いつめられた日本人移民は高い訴訟費用を調達し、検挙に対しては裁判所に提訴する決意を固め、さまざまな努力を試みた。しかし、日本人が起こした「土地法」関係の訴訟事件は、ほとんどが全面敗訴に終わっている。

思いがけない法律の制定によって、勝野らは多くの辛酸を舐めることになった。しかし、彼らの日常生活は、終始、落ち着いた穏やかな雰囲気にも包まれていた。他所よりも良質の野菜を出荷していたので評判が良く、中部や東部へも出荷するようになり、生活は潤沢であった。しかし、何よりも、勝野がタマスに平林利治、平林俊吾、横山信之を呼び寄せて4軒の家を建てたのは、この地に一つの理想郷を作りたいと考えたからであった。ポンティアックの「共働園」は地主からの退去命令が出て5年で頓挫してしまっただけで、再度、その夢を実現しようと考えたのであった。そのため、農繁期でどんなに忙しくても土曜日までには仕事を片づけ、日曜日はいっさい働かず、キリスト教

の安息日を守るという生活を続けている。午前中は近くのアメリカ人の教会に行き、午後はタマスの小学校の講堂を借りて、そこに子どもたちを集めて日曜学校を開いた。また、日曜日の夜は勝野の家に各家族が集まり、井口が送ってくれた内村鑑三の『聖書之研究』などを読んだ。マーフィー牧師が月に一回来訪するが、後は彼らが中心となって、穂高倶楽部時代と同様の無教会派の集会を続けていたのであった。

### 3. 倶楽部員のその後

1921年の打撃的な「第二次外国人土地法」を発布した後も、アメリカは徹底的な日本人の締め出しを狙って、1923年には、「外国人土地法」に収獲分配契約の禁止条項を盛り込み、1924年には、同年7月1日以降は日本人移民は一人も入国できないという、「1924年移民法」を成立させた。こ

表2 「移民法」成立以降のアメリカへの日本人入国者数と出国者数

年次	入国／人	出国／人
1925	3,222	7,365
1926	4,652	7,751
1927	5,477	8,192
1928	5,935	8,016
1929	6,293	7,281
1930	6,274	7,490
1931	5,810	7,124
1932	4,137	6,138
1933	3,065	6,225
1934	2,927	5,368
1935	3,483	5,333
1936	3,719	4,855
1937	4,254	5,140
1938	3,908	4,610
1939	3,200	4,265
1940	2,942	4,206
1941	2,642	4,974
1942	480	1,600

(岡元彩子『アメリカを生き抜いた日本人』, p99より引用)

れ以降、政府の役人や「通商条約」上の商人、観光客、船員など一時滞在者を除いては、一人の日本人も移民として入国することはできなくなった。アメリカ向け旅券発給数は、1924年の4,064件から漸減している。「移民法」成立以降のアメリカへの日本人入国者数と出国者数は、表2のとおりであり、日系人に押し寄せた状況の厳しさがうかがわれる数字となっている。日本政府は、「1924年移民法」に対して「厳粛なる抗議」<sup>29)</sup>を行ったが、この抗議をもって日本移民の渡航が始まって以来、長年続いた差別待遇をめぐる日米の応酬はひとまず終了することとなった。そして、この時から戦後に至るまで、日本からの移民はアメリカの港に姿を見せることはなかったのである。

このような状況下、日本移民にとっての希望は生まれながらのアメリカ市民である二世の成長に託された。一世達は子どもの教育に全力を注いだため、日系二世の大学卒業者、高校修了者の比率は白人を含むアメリカを形成する諸民族集団の中で最高に達し、その成績も例外なく抜群であった。倶楽部員の子どもたちも例外なく高等教育を受けているが、中でも平林俊吾の息子4人は全員が博士号を取得している<sup>30)</sup>。だが、子どもたちが成長して高度の教育を受ける

とともに、親子の間は急速にまた決定的に開いていったことは、多くの研究者が指摘している通りである。

当時の日本人移民と同様に、穂高倶楽部員の家庭もさまざまな変遷をたどった。一言でいうと、「キリスト教を基盤に家庭のまとまりが保たれ、移民の中では幸福な生活を送ることができた」とまとめることができる会員の生活も、それぞれの内面は複雑であった。ここではその中の、平林利治の次男・治郎（グラント）と平林俊吾の長男・ゴードンについて言及しておきたい。

日本人移民にとって、子女の教育は大きな問題であった。自分の子どもがアメリカナイズされていくことに一抹の不安を覚えた一世は、1930年代に子どもを母国に送って日本式の教育を受けさせるようになった。穂高倶楽部員の中で、初めにこの方法をとったのは、伊藤恒司である。子どもがいなかった兄豊作に懇願されて、長女・礼子を養女にして帰国させている。平林利治は次男・治郎（グラント）を松本第二中学校（現在の松本県ガ丘高校）に入学させている。治郎は1940年に松本第二中学校を卒業してアメリカに帰国し、その翌年、真珠湾攻撃の4日前に徴兵された。

二世兵士はアメリカ国家への忠誠を誓っているにもかかわらず、真珠湾攻撃と同時に疑惑の視線を向けられることになる。日本で教育を受けてアメリカに再渡米した人々は、“帰米二世”と呼ばれ、日本に忠誠を誓うのか、米くに忠誠を誓うのかを常に疑われたのである。太平洋戦争中、日系人収容所で行われた「忠誠度テスト」では、特に「問27 あなたは命令されればどこであろうと米陸軍兵士として戦闘任務につく意志がありますか。問28 あなたはアメリカ合衆国に無条件の忠誠を誓い、外国軍隊や国内勢力によるいかなる攻撃からも、米国を忠実に守りますか。また日本の天皇とその他外国政府、勢力、組織に対するいかなる形の忠誠や服従を、誓って否定しますか」が、日系人の間に大きな騒動を引き起こし、日本人間の対立を表面化させていった。その主張は、アメリカ人らしく忠誠を示し責任を果たすことで権利を獲得しようとする二世主流派、頭からアメリカは敵だとみなして収容されたことに反抗する拒絶派、あくまでも日本人であると主張する国粋派、アメリカで暮らす以上、アメリカに忠誠と答えた方がよいとする日和見派など様々であった<sup>31)</sup>。

この忠誠度テストに、治郎がどのような回答をしたのかは定かではないが、その後、彼は陸軍省の軍事情報外国語学校で教育を受け、陸軍情報部隊に配属されて、オーストリア、インドなどに送られた後、南京で日本軍の降伏式に参列している。治郎の場合は、日本で教育を受けたことにより、連合軍の情報機関から重用されたのであった<sup>32)</sup>。治郎は、1957年に国際関係の修士号をとり、国防総省で働き続けた。帰米二世は、自分はアメリカ人なのか、日本人なのか、という問いを抱き続けただけでなく、生涯をずっとアメリカで過ごした日本人、日本で過ごした日本人とも異なる体験をしてきたために、複雑な立場に置かれ、自らのアイデンティティを探し求め、問い続けてきた人が多い。治郎もその悩みを持ち続けてきたに相違ない。しかし、一世の親である利治にとっては、日本語のよくできる治郎がいたために、生涯にわたって深いコミュニケーションを持つことができ、大きな慰めを得ることができたのであった。

平林ゴードンもまた、特異な道を歩んでいる。幼少の頃を彼は次のように回顧している。

「私は日本の家庭で普通大切にされる、敬老、家族愛、また家族をこえる問題であればコミュニティーへの忠誠といったことを教えられて育った。家庭での教えと学校で習う個人主義の重視が矛盾することもあった。たとえば学校では個性を伸せ、自己の信じることを主張せよと教えられる。ところが家庭では、家族の和、グループのためを考えよ、グループの一員として自分の都合で動くなと教えられる。・・・日本人の家庭で育った子どもは、学校に入ってすぐに重大な問

題にぶつかった。・・・しかし、違う点は、両親とも渡米前にキリスト教に改宗し、私はキリスト教の伝統の中で育ったということであろう。両親は極めて熱心なクリスチャンであった。両親の立場は他の日本人教徒と少し違っていて、無教会派に属していた。その主唱者の一人は内村鑑三であった。彼は抗議の人でもあった。天皇に頭を下げることを拒否したり、いろんなことについて基本的な問いを投げかけた」<sup>33)</sup>

無口や遠慮は美德ではないのであり、アメリカ社会では、常に自己を主張していくことが求められた。家庭教育と学校教育の相違や二世という境遇を通して、また両親から受けた宗教教育を通して、ゴードン自身も「抗議の人」に育っていった。

日本が真珠湾を攻撃した翌年2月19日、アメリカ大統領は行政命令第9066号を公布した。この命令は「軍事施設、防衛施設に対するスパイ活動、破壊活動を防止するために必要な措置をとる権限を、軍司令官に与える」というものであった。そして、この行政命令第9066号にもとづいて、アメリカ西海岸に住む日系人に対して、夜間外出の禁止 (Curfew)、指定された軍事地帯からの退去命令 (Exclusion Order)、内陸部に急設された収容キャンプへの移転命令 (Relocation Order)<sup>34)</sup>などが相次いで下されたのであった。当時、アメリカには約12万6000人の日系人が住んでいたが、これらの戦時措置により、彼らは家財を捨て、住みなれた土地を追われて、収容キャンプに入らなければならなかったのである。この日系人数の3分の2はアメリカ生まれ、すなわち、アメリカ国民だったにもかかわらず、上記のような措置が執られたのであった。

1940年10月、当時22歳のゴードンは自らの意思に基づき良心的反戦者 (Conscientious Objector, CO) として登録しているが、その信念に従って、自ら、日系人に対する指令に違反する行動をとった。すなわち、1942年5月11日、12日の両日、軍事地帯から退去移転に必要な登録をするための市民管理所への出頭を怠った上、夜間外出禁止命令に違反して朝6時以前にも、午後8時以降にも外出したのである。しかし、命令に違反した行動をとっていても何の意味もないことが分かったので、違反をはっきりさせるために、自首する方法を選びFBIに出頭したのであった。それぞれの事件につき有罪、3ヶ月間の拘禁判決をうけたゴードンは、さらに「自分のアメリカ国民としての権利を放棄することになる」として最高裁に上告した。しかし、最高裁でも敗訴し、その判決が出るまでに、ゴードンは9ヶ月にわたって拘置されている。行政命令第9066号によって発生したゴードン対合衆国政府の戦いは、前述の3ヶ月の拘禁と合わせて一年間の刑務所生活を送る結果になったのであった。しかし、事件はこのままでは終わらなかった。1982年に、再びこの事件が脚光を浴びることとなったのである。アメリカでは、「情報公開法」によって30年を過ぎた公文書が閲覧できるのだが、その中に「戦時中に強制排除は必要ないと提言した上告書」があることが、発見されたのである。この資料をもとに再審請求を提訴し、1987年9月24日、ゴードンは逮捕から45年目に完全無罪を勝ち取っている。

この事件は、政府の差別扱いに対して憲法に保障された国民の人権を主張したものであるが、もとは、自らの信念にもとづいた抗議行動から始まった戦いであった。平林ゴードンの行動を振り返ると、そこには芸妓置屋の設置に反対して、小学校を退職した井口や、外国人土地法に反対し提訴していった倶楽部員の姿が重なって見える。井口の教えが、父俊吾を通してゴードンにも伝わっていることを知ることができる。

## 結語

これまで記述してきたように、穂高倶楽部とそれに連なる人々は、渡米に際して抱いた夢や志と違って、激動のアメリカ史を生きることになった。しかし、彼ら一人ひとりには、温和な性格の中にしっかりと一つ筋の通った信念が貫かれているのを感じることができる。宮原はその強さを「誇り」という語で表わしているが、その誇りが、どのような境遇にあっても毅然とした生き方をさせていった原動力であった。本稿の対象となった一世は、すでにこの世にはないが、今後は一世の志を受け継いで誇り高く生きている二世、三世に調査の対象を広げていきたいと考えている。

## 注

- 1) 『新故郷』第4号には、小穴浩平「写真結婚」(p18)が載せられている他、太田輝子が「新に渡米せられんとする御婦人方へ」(第3号, p41~42)と題して、写真結婚が非難される中、渡米してくる女性達に向けて、「華美を避け質素を専一とし……精神の修養に勤め……健やかなる精神と身体とをもっていかなる困難苦勞にも耐え、与えられた境遇に満足して健全なる家庭を作っていく」覚悟で渡米するよう、その心構えを書いている。
- 2) 写婚妻についての文献としては、いずれもカナダの日本人移民にインタビューした記録ではあるが、真壁知子『写真婚の妻たち—カナダ移民の女性史—』(未来社)、工藤美代子『写婚妻』(ドメス出版)があり、写婚の実態を伝えている。
- 3) 増淵留美子「1910年代の排日と写真結婚」(戸上宗賢編著『ジャパニーズアメリカン』所収、ミネルバ書房)、p298、及び若槻泰雄『排日の歴史』、中公新書、p125
- 4) 宮原安春『誇りて在り—「研成義塾」アメリカへ渡る』、講談社、p113
- 5) 1919年のカリフォルニアにおける日本人と白人女性の出生比率をみると、日本人既婚女性15,211人から4,578人が出生、3人に1人が出生しているのに対し、ヨーロッパ系女性313,281人からは3,892人が出生、9人に1人が出生しているに過ぎない。この時期の比率を基に写婚に対する大きな非難が起こったのだが、この比較をもって日本人を多産と決めつけたのは、排日策謀家のこじつけに過ぎなかった。当時日本人女性のほとんどは新婚で出産適齢者が多かったのだが、ヨーロッパ系女性はすでに出産を終えた年齢だったからである(岡元彩子『アメリカを生き抜いた日本人』、日経新書、p78参照のこと)。
- 6) 宮原前掲書、p172
- 7) 「穂高倶楽部雑報」(『新故郷』第1号所収)、p18
- 8) 一誌友「アメリカ事情」(『新故郷』第3号所収)、p24~p25
- 9) 『新故郷』第1号には「穂高倶楽部設立の由来」として、「……恰も良し平林破魔雄君昨年観光団に加わりて親しく故郷を訪われ而して最も切実に在米者の父兄より懇望せられし一事は異口同音に在米者の総てが一致団結相互に親睦を計り奮励事に当たらん事なりき。平林君は痛切に此の事に感動せられ誓って父兄の期待を全うすべく倶楽部設立の事を発表して甚だ一同の満足と喜悦とを得られき…」(p16)と記されている。
- 10) 宮原前掲書、p85

- 11) 「個人消息」(『新故郷』第1号所収), p20~21
- 12) 清澤ふじの寄稿は、「友を想う」(『新故郷』第3号所収), 「病院雑感」(『新故郷』第4号所収)の2編である。宮原安春は「友を想うという文章は読むごとに名文だと思う」(宮原前掲書, p198)という感想を記している。
- 13) 清澤巳末衛が病死する寸前に、二人は当時としては珍しい協議離婚をしていたといわれている(宮原前掲書, p198参照)。
- 14) 宮原前掲書, p111。本文は、『新故郷』2号に収められた「個人消息」よりの抜粋であるが、平林利治所有の『新故郷』には、この部分が見当たらない。平林の字で、「転住中に何れへか消え失せて見出し得ざるを遺憾とす」との書き込みが残っている。日系人収容キャンプ移転中に、本文を失ってしまったものと思われる。
- 15) 藤倉皓一郎・鎌田泰介「日系アメリカ人事件」(『同志社アメリカ研究』第14巻所収, 1978年), p114
- 16) その様子は、「(1914年)6月5日新婦みつ姉着米せられ当夜大林牧師司式の下にいとも厳肅に結婚式を挙げ超えて7日新婦披露宴を『共働園』に開く、列席者四十余名余興滑稽百出十二分の快をつくす」(『新故郷』第4号, p41)と報じられている。
- 17) 東條麿が妻、上条静(東條の遠縁、旅券発給の条件を満たすために研成義塾に通い、一年ほどで卒業した形をとって渡米)を迎えた時のことを以下のように綴っている。「さあ上陸というときには、大勢の友人達が私と一緒に船まで出迎えに行ってくれた。静は袷に袴の和服姿で船旅を続けてきたので、下船すると、すぐその足で洋装を整えなくてはならなかった。さいわい、友人の平林俊吾君の妻君・みつさんが居合わせて、先に渡米していたものの分別を生かし、さっさとボンマーシー・デパートへ連れて行ってくれた。長い袖、飾りのついたスカート、そして靴は、確か当時の女性が愛用しておった細長い編み上げ靴だったと思う」(宮原前掲書, p114)。
- 18) 「個人消息」(『新故郷』第5号所収), p42
- 19) 第一次世界大戦が始まると、日本は日英同盟によりその日のうちに参戦した。アメリカの正式参戦は3年後の1917年のことになるが、同じ連合軍側に立っていた日米両国の関係は、大戦中は相当好転したといわれている。在米日本人社会でも、少数ながら従軍志願する者もあって、彼等は欧州戦線で勇敢に戦った。一般の日本人移民も積極的に軍事公債に応募したり、赤十字に寄付して排日感情の除去に務めたので、アメリカの世論もとげとげしさを失っていたといわれる(若槻泰雄『排日の歴史』, 中公新書, p155)。
- 20) 勝野庄一郎、伊藤豊作、平林利治、平林俊吾、平林基宣、望月秀一等はポンティアック村に転出し、アメリカ人から土地と家を借りて共同で「共働園」という名称の農場を経営していたが、1919年、地主より退去命令を受けていた。借地権の期限が切れたのか、その更新を地主が拒んだのか理由は不明であるが、「共働園」は5年目にして外的要因で崩壊したのであった。「共働園」については、清澤巳末衛が療養に訪れた時の見聞をかなり長文の文章に残している。そこには「……共働園=是はシアトル市中の人にはよく知られた名である。なぜ知られたか?種々なる理由はあろう、その中の一つとして、僕が思うには最も真面目な勤勉な、最も敬虔な基督信者が集って理想郷をアメリカの新天地に建設しようという堅い決心の下に、日本において教を同じくする竹馬の友が集って建てたる農園であって、着手後日尚浅しと雖も、該農園より産出する作物の高が多からずとも、該農園本来の建設の目的において吾人が予期以上に成功した

ることは確かに共働園の誉れとするに足るならん。……一週六日間は雨の日、風の日、炎天の日を不問出でて農地に奮闘し、日曜日と夜は家庭の人となりて或いは聖書を繙き、或いは新紙をのべて時事を探り、或いは雑誌を操り或いはオルガンを弾じて終日若しくは一週の苦を忘れ、或いは蓄音機を以て故国の声楽家に接し、或いは尺八の音に心を奪わる等あらゆる方面に人生の通路を得て最も愉快に価値ある生涯を送り居るを知りぬ。……此の園を中心として敬虔なる宗教的美風はポンテアク村をゆるやかに吹いて同胞の農家七八軒は親戚の如く兄弟の如く相通じ相和し、祝事あれば相招き日曜日ごとに相会しては、或いは感想を述べ、或いは修養美談を交わし、或いは賛美歌を歌い以て向上の道を辿り、稀に見る理想郷を形作って居ることはあまねく同胞の知る処にして余一人の賛辞のみならんや……」(清澤巳末衛「旧友へ寄す」、『新故郷』第5号所収、p24～p25)。なおこの文章は清澤巳末衛の遺稿となった。

- 21) その法案は、①土地所有禁止に関するもの(8件)、②隔離学校に関するもの(9件)、③漁業禁止に関するもの(7件)、④酒類販売禁止に関するもの(3件)、⑤機関手免許に関するもの(3件)、⑥秘密探偵業禁止に関するもの(3件)、⑦その他アジア人が白人の女性を雇うことを禁止する法案、などである。
- 22) 日本人移民の帰化は、すなわち「天皇の臣籍を離脱する」ことを意味した“非国民”的行為であったため、当時の移民にとって帰化ということは考えられなかったのである。
- 23) 他にも、アリゾナ、デラウェア、テキサス、ルイジアナ、ネブラスカ、オレゴン、アイダホ、モンタナの諸州が同じような「外国人土地法」を制定したため、これらの州でも日本人は農地から締め出されることになった。(若槻前掲書、p169)
- 24) 岡元前掲書、p85。なお、穂高倶楽部員で帰国した人の消息は、次のとおりである。片瀬興一はシアトルで「オランダホテル」を経営していたが、1927年5人の子どもを連れて帰国、松本市内でレストランを開いた。望月積善は東京銀座のレストラン「オリンピック」の店長になった。望月一郎は材木輸入と不動産売買を開始し、清沢森は松本市内で家具店を営み、伊藤豊作は妻と共に1926年に帰郷し、北穂高村の村長になっている。他にも望月融、杏軍平などが帰国し、アメリカでの経験を生かして日本での生活を始めている。
- 25) ユリシーズ・マーフィーは、米国メリーランド生れ。1893年にメソジスト教会から日本宣教師として派遣され、名古屋方面で伝道に専念した。特に彼を有名にしたのは、遊廓における娼婦を解放するための廃娼運動によってであるといわれている。だが、マーフィーは病気になり、1908年に帰米した。日本国内での宣教には挫折したものの、その後、シアトルを中心に新たな活動を始めた。マーフィーはワシントン、アイダホ、モンタナ、ユタ、ワイオミング、コロラド、オレゴン、カリフォルニアの各州の日系人の間を巡回して宣教すると同時に、最も活動的な日本人庇護者となった。それは日本移民が激増した時代に始まり、大戦をはさんで1967年、98歳で没するまで続いたといわれている。勝野庄一郎は「帰米された先生は、米国内に多くの日系人がいて、しかもヨーロッパ系移民と較べて不当な待遇を受けつつある様子を見て、新たな望みを持たれた。その望みというのは、日本の日本人に尽くすのも、米国の日系人を助けるのも同じだ、自分は病を得て帰米せざるをえなくなったが、日本人に対する使命はまたここにありと悟り、新しい使命感を持たれたとのこと。これがまた病をいやす大きな力であったと、先生はよく話された」と書いている。(宮原前掲書、p95～p96)
- 26) 宮原前掲書、p185～186

- 27) 同上, p187
- 28) 同上, p183
- 29) その抗議文には、「日本人は到底アメリカの生活および理想に同化するものでないといわれてきたが、第一に外国系移民に対し、単に一生一代の短期間内に新たなる環境に同化することを期待するが如きことは、難きを求むることで、日本人が多少アメリカに移住するようになったのは19世紀の末期以来であり、アメリカが各人種の同化力について日本人と帰化権のある外国移民とを比較して断定的に判断するのは早過ぎると考える。また同化の実現は公正平等なる待遇の温情ある雰囲気中においてのみこれを期するを得るもので、約二十年間、アメリカの若干州において日本が法律上ならびに事実上蒙りきたった如き冷酷な差別待遇のもとにおいて、同化力の自然的発達を阻害されるのは当然である。一社会自らがある外国系分子を爾余の分子から隔離しながら、その外国系分子が他の社会のなかに融合しないのを非難するが如きは、公平の所見ではない」と書かれている。これは当時の日本の識者の意識を反映した内容であるといわれている。(若槻前掲書, p184～5)
- 30) 長男の平林ゴードンが社会学博士, 次男エドワードが文化人類学博士, 三男ジェームスも文化人類学博士, 四男リチャードが教育学博士である。また、この兄弟全員が自らの意志により、良心的反戦者 (Conscientions Objector) として登録している。
- 31) 岡元前掲書, p161
- 32) 宮原前掲書, p235～p237
- 33) 前掲『同志社アメリカ研究』, p113
- 34) 穂高倶楽部の人々は戦時中、各地の収容所に分散させられた。ちなみに、勝野庄一郎、伊藤博一がアイダホ州ミニドカ収容所、伊藤恒司、平林利治がワイオミング州ハートマウンテン収容所、平林後吾、平林義明がカリフォルニア州トゥールレイク収容所、片瀬悦子、国和 (興一の妻子) がアリゾナ州ポストン収容所に収容されている。